

第九回国会 内閣委員会 議 録 第三二号

昭和二十五年十二月六日(水曜日)

午後一時三十四分開議

出席委員

委員長代理 坂田 英一君

理事 江花 静君 理事 土倉 宗明君

理事 船田 亨二君 理事 鈴木 義男君

青木 正君 井上 知治君

大内 一郎君 田中 萬雄君

平澤 長吉君 本多 市郎君

松本 善壽君 河田 賢治君

出席政府委員

警察予備隊本部長 江口見登留君

行政管理局次長 大野木克彦君

運輸事務官 荒木茂久二君

(大臣官房長) 航空保安庁長 松尾 静麿君

官 官 官

委員外の出席者

総理府事務官(恩給局長) 城谷 千尋君

(行政管理局) 中川 融君

(運輸事務官) 専門員 龜井川 浩君

専門員 小關 紹夫君

十二月五日

恩給及び扶助料額不公平是正に関する陳情書(福岡県朝倉郡日本町字四日市朝倉郡退職公務員連盟代表坂田政次郎外十名)(第二四四号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三二号) 請願

一 戦傷病者に対する補償金増額の請願外一件(柳原三郎君紹介)(第二二七二号)

二 陸地測量部に対する恩給復活に關する請願(並木芳雄君紹介)(第二九一五号)

三 傷病者に対する恩給増額の請願(今澄勇君紹介)(第三二三二号)

四 警察予備隊解雇者に対する保障並びに緊急臨時措置に關する請願(青柳一郎君紹介)(第三五五五号)

陳情書

一 傷い者恩給増額等に関する陳情書(宮崎県東諸県郡戦争傷い者連盟代表坂田政次郎外十名)(第二四四号)

日程追加

一 恩給及び扶助料額不公平是正に關する陳情書(福岡県朝倉郡日本町字四日市朝倉郡退職公務員連盟代表坂田政次郎外十名)(第二四四号)

〇坂田(英)委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が所用のために私が委員長にかわつて委員長の職務を行います。

本日は昨日に引続きまして、運輸省設置法案等の一部を改正する法律案、及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の両案について審査を行います。次に請願及び陳情書の審査を行います。

たいと存じます。

まず運輸省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑に入ります。

〇松本(善)委員 先日各政府委員あるいは説明員から、一応その提案の理由をお聞きしたのでありますが、私といたしましては、念のためにちよつとお伺いしたいと思ひます。

電気通信省の外局としてありました航空保安庁がこのたび運輸省の主管として移管されることと相なることと存するのでございます。従ひましてかような点につきまして、一応電気通信委員会の御意見を徴されてはどうか、かように私考するのであります。念のためにお聞きしたいのでございませう。

〇松尾政府委員 本日参議院の電通委員会と衆議院の電通委員会に、説明に行くことになっております。

〇松本(善)委員 ただいま政府委員の方からお答えがあつたが、話によりますれば、電気通信委員会としても異存のないようなことも承つておるのであります。この点は委員長からでも、お答え願へば幸甚に存じます。

〇坂田(英)委員長代理 今の松本委員の御質疑の点は、運輸省と電通省との間に、十分了解がついておるようであります。

〇松本(善)委員 これで私の質疑を終りたいと思ひます。

〇坂田(英)委員長代理 他に御質疑は、ございせんか。——他に御質疑

がなければ、本案についてこれより討論採決に入りますが、討論はいかがいたしませうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

〇坂田(英)委員長代理 それでは討論はこれを省略いたしましたので、これより採決に入ります。

本案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

〇坂田(英)委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

〇坂田(英)委員長代理 次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑はありますか。——他に御質疑がなければ、これより討論採決に入ります。討論はいかがいたしませうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

〇坂田(英)委員長代理 それでは討論はこれを省略いたしましたので、これより採決に入ります。

本案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

〇坂田(英)委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本日議決いたしました両法案に關する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇坂田(英)委員長代理 御異議なければ、さうにとりかゝります。

〇坂田(英)委員長代理 次に請願及び陳情書の審査に入ります。請願の審査は、紹介議員の見えられておりませんものについては、便宜文書表の朗読によつて審査を進めたいと存じます。

日程第一、戦傷病者に対する補償金増額の請願外一件、柳原三郎君紹介、文書表番号第二二七二号を議題といたします。文書表の朗読をお願いします。

〔書記朗読〕

本請願の要旨は、終戦以来の社会情勢は健全なる者でさえ生活の安定を得ること至難なる今日、戦争のため傷病を受けた数十万の不幸なる同胞が健全な者とともに荒波の突社会を乗り越えんとするには言語に絶する困難があることは言までもないが、戦争中これら犠牲者を教育し指導したる教職員並に、官公吏等のみが戦傷病者の何十倍という多額の恩給を受け、何ら罪なき戦傷病者が補償されないことはあまりにも非合法的である。つては、戦傷病者に対する補償金を増額されたいといふのである。

〇坂田(英)委員長代理 政府の意見を求めます。

〇城谷説明員 本請願についておりま

すところの補償金という意味が、実はよくわからないのでございしますが、前後の關係から見まして、恩給のことだろつと察するわけでございます。さういふ意味で御説明申し上げたいと考え

御承知の通り、現行法では公務員が公務のために傷病を受けたとき、あるいはまた疾病にかかつたりして退職したような場合には、この公務員またはその家族に対しては、傷病恩給を給付することになつておるのであります。

傷病軍人軍属の恩給は、昭和二十年の十一月二十四日付で、連合軍最高司令官から日本政府にあらわされた「恩給及び恩給」という覚書があるわけであり、この覚書によりまして、二十一年の二月一日以降は従来の傷病軍人軍属の恩給を改訂いたしまして、現在支給しておるような状態なのでございます。この覚書の趣旨によりまして、「傷病軍人軍属の恩給額は、非軍事的な原因に基いて生じた同程度の傷病者に対する補償金の最低割合を越えてはならない」というふうなことになるのであります。そこで政府の方におきましては、この傷病軍人の恩給金額は、大体厚生年金保険法による給付額との均衡を考へまして定められておる次第なのであります。そこで現在では確かに一般公務員よりは低い金額になつておるのであります。しかしながらこの覚書にも関係がありますために厚生年金保険法による給付額が増額されない限りには、これをちよつと今増額するといふことは困難だろうと考へております。さう御承知願ひたいと思ひます。

○坂田(英)委員長代理 御質疑ありませんか。
○坂田(英)委員長代理 御質疑がなければ次に移ります。

○坂田(英)委員長代理 日程第二、陸

地測量師に対する恩給復活に關する請願、並木芳雄君紹介、文書表番号第二九一号を議題といたします。文書表の朗読を願ひます。

〔書記朗読〕
本請願の要旨は、陸地測量部に永年奉職して来た高等文官技術者は、今次大戦のため恩給を支給されないが、戦時軍部に奉職して来たといへば、その職務は平和産業への教育、交通並びに地上施設設計資料として重要なものであり、在官中は毎月俸給より定額の国庫へ納付し、退官後も恩給の支給によつて生活を営んでいる。しかるに同じ官階に従事した判任文官、技術者並びに陸海軍の理事官、事務員等には支給されている。ついで、陸地測量師に対し恩給を復活されたいというのである。

○坂田(英)委員長代理 政府の説明を求めます。
○城谷説明員 ただいま御紹介になりました陸地測量師の恩給なのでござい

ますが、これにつきましては、先ほどもちよつと申し上げた通り、昭和二十年の十一月二十四日付の連合軍最高司令官から日本政府に送られたところの、いわゆる軍人軍属の恩給廃止の覚書によりまして、廃止になったのであります。この覚書を実施します場合には、われわれといひましては、これらの職員に恩給の存続につきましては、できる限りの努力をしたのであります。関係方面の了解を得ることができず、今日のような状態になつておる次第なのであります。従ひまして、この陸地測量師に今ただちに恩給を給付するといふことは、ちよつと困難のように考へております。さうい

うな御了承願ひます。
○坂田(英)委員長代理 御質疑はありませんか。
○坂田(英)委員長代理 他に御質疑がなければ次に移ります。

○坂田(英)委員長代理 日程第三、傷病者に対する恩給増額の請願、今澄勇君紹介、文書表番号第三二三号を議題といたします。文書表の朗読を願ひます。
〔書記朗読〕
本請願の要旨は、傷病者の恩給受給額は、月額二、三百円程度であるが、これでは全然生活できない。ついで、一般恩給と無差別平等の原理に基いて、恩給を増額されたいというのである。

○坂田(英)委員長代理 政府の意見を求めます。
○城谷説明員 ただいま議題になりました傷病者に対する恩給増額の請願でござい

ますが、この点につきましては、先ほどもちよつと申し上げましたように、現在の恩給法では、公務員が公務のために傷を受けた場合、あるいは疾病にかつた場合、そういう場合には、増加恩給その他の恩給を給付することになつておるのであります。傷病軍人軍属の恩給は、先ほど申し上げました連合軍最高司令官から日本政府に送られた覚書によりまして、昭和二十一年以後は従来の恩給額を改訂して支給しているような状態なのであります。この覚書によりまして、「被傷病軍人の恩給は、非軍事的な原因に基いて生じたところの同程度の傷病者に対する補償金の最低割合を越えてはならない」というふうなことになるのであります。政府といひましては、その金額は大体厚生年金保険法による、給付との均衡を考へまして決定しているわけなのであります。従ひまして、現在一般公務員よりは確かに額が下つておるのであります。この覚書の趣旨もあつたので、今ただちにこれを増額するといふことは、困難のようになつておると思ひます。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありませんか。
○坂田(英)委員長代理 御質疑がなければ次に移ります。

○坂田(英)委員長代理 日程第四、警察予備隊解雇者に対する保障並びに緊急臨時措置に關する請願、青柳一郎君紹介、文書表番号第三五五号を議題といたします。
〔書記朗読〕
本請願の要旨は、警察予備隊に選ばれて入隊し、すでに二箇月の基礎訓練の大半を終了しながら、レントゲン写真、血沈検査の健康診断の結果、突然に解雇を申し渡された者たち三十一名は、自覚症状はなく、二箇月無欠勤で通つてきた者で、前職を放棄して入隊したために、公務員共済組合法や、労働者災害補償保険法または健康保険法の適用を除外され、その上、結核患者の烙印をおされて、生活の根拠を失つてゐる実情である。ついで、二度の身体検査の結果入隊した者が罹病してゐるとすれば、入隊後のものであると考へられるから、責任は当局で負う等の臨時措置を講ぜられたいといふのである。

○坂田(英)委員長代理 政府の意見を求めます。

○江口政府委員 ただいまの請願の御趣旨は、最近警察予備隊におきまして検診いたしました結果、相当多数の開放性結核患者といふふうに認定されまして、退職せしめられておる人たちに對しまする善後措置について、政府は責任をもつて十分な療養ができるようになつてやれといふ御趣旨だと解決するのであります。しばしばこの委員会におきましても御説明申し上げたかとも思ひますが、今回の大量の結核患者の退職という手続に關しましては、その連絡上不備な点がございまして、その間違ひのために、はなはだお氣の毒な目にあつてゐる方が多いのであります。われわれといひましては、その退職せしめられたという手続を旧に返しまして、何とか当分の間でも、この方たちに月々の給付、並びに療養をされる人にはその療養費に相当するものを給付するようにしたいと考へて、目下その具体案を関係筋と協議いたしておる次第でござい

ます。この決定次第、これを各キヤンツに流しますと同時に、療養しております旧隊員の方々にもその趣旨を通達いたしまして、当分の間でも安心して後進を築することができ余裕を与えるように努力したい、かように考へてせつかく努力中ではあります。○坂田(英)委員長代理 御質疑はございませんか。

○河田委員 この問題はこの委員会でも昨日質疑したのでありますが、大体今折衝中の案で、御提出になつておる警察予備隊の方の意向としては、警察官と大体同等の待遇を与えられます御予定でありますか、あるいはそれ以上

になる御予定でありますか。いろいろその細目について大まかな点をちよつとお知らせ願いたいと思います。

○江口政府委員 その点は関係との折衝の結果きまるのであります。われわれが当初考へておりました案は、これに参らぬかと存じます。と申しますのは、この七万五千の予備隊員を募集するにあたりまして、たとい最初に採用された者といえども、六箇月間は仮採用であるということ、われわれは明瞭にしておつたつもりでございます。従いまして、たとへば結核患者にいたしまして、七万五千を急速に採用する際に、嚴重なレントゲンあるいはその他の科学的検査を行つておらぬのでございまして、入隊後ただちにそういう詳細な身体検査をいたしまして、そこで初めてその人の本採用を決定して行く、こういう方針であつたのでございまして、従いまして、たとへば一応かりに採用いたしました、前科を隠しておつたのがわかつて退職せしめたとか、あるいは異状がないと思つて採用としたところが、結核等の精神病であつたとかいふ方々に対しては、随時採用以來相当の人数の者を退職せしめて来ておつたのでございまして、それらの今まであげました例に従つて、各キャンブにおいて、また本部において、この大量の一時に退職者を見るという現象に対しては、何らかの手を打つた上その措置に出るべきはずであつたのであります。今申しましたような例にならつて、六箇月の間はかりに採用しておるのだから、遅れたけれども検査の結果結核性のおそれある者は退職せしめるのだ。こういうきわめて單純な考え方から退職せしめたキャンブ

並に、そういう病氣の方たちをあと二年も三年もめんどろを見て上げるというところは、創設の趣旨にも多少そぐわないのではないかと意見もございまして、期間の点におきましては多少短かいようでありまして、今のところその程度がせいゝではないか、かように考へておる次第であります。

○坂田(英)委員長代理 他に御質疑はございせんか。御質疑がなければ本日審査いたしました請願中、日程第一、第三及び第四はいずれもこれを採択し、採択の上は内閣に送付すべきものと議決いたしました。と存じます。御異議ありませんか。

○坂田(英)委員長代理 御異議がなければさよう決定いたします。

○坂田(英)委員長代理 次は陳情書の審査に入ります。

陳情書日程第一、傷い者恩給増額等に関する陳情書を議題といたします。

「書記朗読」
傷い者恩給増額等に関する陳情(第六九号)

陳情者 宮崎県東諸郡戦争傷い者連盟 榎本章外五十四名

戦災による犠牲者である傷い者の保障は、現在最高年額二千余円であるが、これではとうてい最低生活さえもできないから、恩給の増額と医療保護規定を確立されたい。

○坂田(英)委員長代理 政府より意見を聴取いたします。

○坂田(英)委員長代理 政府より意見を聴取いたします。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありますか。

人の俸給の昇給その他初任給から来る関係までも、恩給の方で手直しをするというふうなことは、ちよつと困難じやないかと考えておるのでございませう。そういう意味で御了承願いたいと思ふのであります。

○坂田(英)委員長代理 御質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○坂田(英)委員長代理 御質疑がなければ本日審査いたしました陳情書二件は、いずれもこれを委員会において了承いたしておくといたしたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂田(英)委員長代理 御異議なければさうとりはからうことにいたします。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時四分散会

〔参照〕

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
請願に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕